

1. 最新技術等への対応

- 電気自動車(EV)に搭載される蓄電池容量の拡大化の市場傾向に対応し、6kW充電設備の施設方法を追加【3597-4、3597-6、(新)資料3-5-11】
- 構内における地中電線路の規定の見直しにおいて、新たに制定されたJESC E6007(2021)「直接埋設式(砂巻き)による低圧地中電線の施設」による工法を自家用電気工作物の構内で適用できるよう、電技解釈第120条(地中電線路の施設)の改正に合わせ追記【2400-1】
- 3605-5表(住宅の分岐回路数)の α 値(個別に算出した分岐回路数)に情報機器専用の分岐回路数について追記【3605-3】

2. 関係法令等の改正による見直し

- 工業標準化法の一部改正(2019年7月)に伴うJISの名称変更(日本工業規格→日本産業規格)
- 電力システム改革における発送電の法的分離に伴う名称変更(電気事業者→一般送配電事業者)
- 内線規程が引用しているJIS及び民間規格等の年号更新
- 電技解釈第143条(電路の対地電圧の制限)の一部改正に伴い、家庭用燃料電池、蓄電池を施設する場合に対地電圧を直流450V以下で施設できる緩和規定を追加【1300-1】
- 電技解釈第29条(機械器具の金属製外箱等の接地)の一部改正に伴い規定内容を反映【1350-2】
- 電技解釈第125条(地中電線と他の地中電線等との接近又は交差)の一部改正に伴い規定内容を反映【2400-7、2400-8】
- 「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」の制定に伴い規定内容を反映【3594-5】

3. 規定内容の充実・明確化による見直し

- 引込線取付点から計器に至る配線を隠ぺいするケースが多くなり、引込口の判断に迷うケースが増えている背景から、明確化として「引込口」の定義⑤を見直し【1100-1】
- 高圧の三相3線式電路における不平衡制限に関する規定について、高圧受電設備規程(2020)の表現との整合を図り、規定の表現を明確化【1305-1】
- 近年、コンピュータ機器や無停電電源装置等の対地静電容量成分の多い機器が設置され、対地静電容量に起因する電流(I_{0C})が多く流れる設備が増加しているが、この I_{0C} を除去した状態で漏えい電流が1mA以下であれば電技省令第58条(低圧電路の絶縁性能)の絶縁性能に適合することを注書きに追加【1345-2】
- JIL 5002(2018)「埋込み形照明器具」(日本照明工業会規格)で規定するS形、M形の埋込み形照明器具であればLED制御装置は固定を要しないことを規定【3218-4】

4. 規定内容の強化

- JWDS 0007(2021)-付3「避雷機能付住宅用分電盤」(日本配線システム工業会規格)との整合を図り、SPDの定格値及び性能を更新(SPDの公称放電電流を5kA、最大放電電流を10kAに引き上げ)【資料1-3-16】
- 接地極付きコンセントの施設について、屋外や台所の水気のある場所に施設する規定を勧告的事項から義務的事項に見直し(業界団体からの要望や感電に対する更なる保安の向上によるもの)【3202-3】
- アクセスフロア内の施設例図と規定内容との整合を図り、接続器具、ジョイントボックスを床に固定し、接続部に張力が加わらないようすることを明確に規定。関連して、フロア内のケーブル接続の規定レベルを推奨的事項から勧告的事項に見直し【3170-5、3170-6】

5. 2017年および2019年の追補版の反映

- A C モジュールを用いた系統連系型小出力太陽光発電設備の施設【3595節】
- 感震遮断機能付住宅用分電盤【1365-10】

内線規程（2022 年版）の改定概要

内線規程（2022 年版）の主な改定点は、国の基準、関連規格の改正による見直しと、アンケートによる改定要望を踏まえた見直しとなっている。

国の基準、関連規格の改正による見直しは、電気設備の技術基準を定める省令（以下「省令」という。）の改正、電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）の改正、日本産業規格（以下「JIS」という。）や内線規程に関する民間規格などの改正を踏まえたものである。

アンケートによる改定要望を踏まえた見直しは、2020 年に関係団体、委員会関係者、電気工事に係る方々などへ実施したアンケートのご意見を踏まえ、委員会の審議を踏まえたものである。

さらに、2022 年版には、2017 年、2019 年の追補版も収録した。

以下に各条文の主な改定を示す。

<各編及び章における共通的な見直し>

- ・2019 年 7 月 1 日の産業標準化法の施行により、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められたため、本書の関連箇所を「日本産業規格」に改定した。
- ・電力小売り全面自由化に伴い、本書で「電気事業者」と記載していた箇所を「一般送配電事業者」に変更した。

< 1 編（総則）>

1 章（定義）

1100 節「用語」

- ・明確化のため、注記を修正した。（1101-1 条^⑤）
- ・構内電線路及び構内引込線関係例図を高圧受電設備規程に示されている図に置き換えた。（1101-1 条^{④⑨}）
- ・明確化のため、引込口の定義を見直した。（1101-1 条^⑥）
- ・JIS C 5381 と整合を図り、「雷保護装置」を「SPD（サージ防護デバイス）」とした。（1101-1 条^⑩）
- ・SPD（サージ防護デバイス）が何の略語であるか注書きを追加した。（1101-1 条^⑩注 2）
- ・可搬電気機械器具及び固定電気機械器具の定義で示していた具体例につ

いて、最近ではテレビや洗濯機などで可搬型や固定型に該当するものもあり、具体例と異なるケースが生じたため、定義から具体例を削除した。

(1101-1 条⁹⁹¹⁰⁰)

3 章 (保安原則)

1300 節「対地電圧の制限」

- ・ 解釈第 143 条の改正を踏まえ、燃料電池発電設備又は常用電源の蓄電池設備に接続する屋内配線の対地電圧について、直流 450 V 以下で施設できる規定を新たに追加した。(1300-1 条 1 項④)

1305 節「不平衡負荷の制限及び特殊な機械器具」

- ・ 低圧及び高圧受電の三相 3 線式における不平衡負荷の限度に関する規定について、明確化のため表現を見直した。(1305-1 条 2 項②③)

1335 節「電線」

- ・ 外部からの異物混入や水トリへの影響が少ないケーブルとして、「3 層押出型架橋ポリエチレンケーブル (E-E タイプ)」を新たに追加した。(1335-5 条注 2)
- ・ JCAA D 004, JCAA D 005, JCAA D 010 を最新年号に更新した。(1335-1 表備考 3)
- ・ JIS 番号を規定することで日本産業規格であることは明確であることから「日本工業規格」を規定から削除した。(1335-7 条⑤ b)

1340 節「許容電流」

- ・ 1340-5 条注 4 に多条布設に関する低減率を追記したため、許容電流の算定に当たり「布設状態」も考慮することを新たに規定に追加した。(1340-1 条 1 項)
- ・ 計算の結果、許容電流補正係数を「2.15」から「2.14」に修正した。(1340-3 表)
- ・ 許容電流補正係数の算出根拠について、明確化として備考を追加した。(1340-3 表備考 3)
- ・ 「スチレンブタジエンゴム電線」ではなく、より一般的な「600 V 二種絶縁電線」を使用した計算例に修正した。(1340-3 表備考 4)
- ・ 計算の結果、許容電流補正係数を 5 箇所修正した。(1340-4 表)
- ・ JEAC 7001 を最新年号に更新した。(1340-8 表備考 3)
- ・ CV ケーブルなどの許容電流に関する注書きについて、明確化として参照先のタイトルを追加した。(1340-5 条注 1 ～注 3)

- ・ 同相内不平衡が生じない代表的なケーブルの配列例を資料 1-3-3 に移行した。(1340-5 条注 3)
- ・ ケーブルを気中・暗きょにおいて多条布設する場合の低減率について、注書きを追加した。(1340-5 条注 4)
- ・ ECSO 設計に関する注書きを見直した。(1340-5 条注 5)

1345 節「電路の絶縁」

- ・ JIS C 1302 を最新年号に更新した。(1345-2 条 1 項注 6)
- ・ JIS C 1302 の解説に掲載している主な絶縁抵抗計の使用例が今後削除されるに伴い、その内容を資料 1-3-25 に追加した。(1345-2 条 1 項注 6)
- ・ 解釈第 14 条の解説の改正を踏まえ、漏えい電流に含まれる対地静電容量の考え方について追加した。(1345-2 条 1 項注 7)
- ・ JESC E7001 を最新年号に更新した。(1345-4 条及び 1345-5 条の注)

1350 節「接地」

- ・ 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備、蓄電池設備に接続する直流電路に施設する機械器具の接地工事に関する緩和規定を追加した。(1350-2 条 4 項)
- ・ C 種又は D 種接地工事の接地線の太さの選定表について、「接地する機械器具の金属製外箱、配管などの低圧電路の電源側に施設される過電流遮断器のうち最小の定格電流の容量」を「200 A」から「250 A」に見直した。(1350-3 表)
- ・ JIS A 4201 との整合及び委員会での議論を踏まえ、「銅溶覆鋼棒」を「銅覆鋼棒」に改めた。(1350-7 条 2 項②)
- ・ 接地極として用いられる鉄管について厚さ 2.3mm 以上の亜鉛めっき鋼管を使用することを明記した。(1350-7 条 2 項③)
- ・ 接地極と接地線の接続において、はんだ付けによる場合は大電流が流れた場合に溶けてしまうおそれがあるため、「はんだ付けによらないことが望ましい」から「はんだ付けによらないこと」に注書きを見直した。(1350-7 条 3 項注)
- ・ JEAC 8011 を最新年号に更新した。(1350-8 条 2 項注 2)
- ・ JIS T 1022 を最新年号に更新した。(1350-17 条)

1360 節「過電流遮断器」

- ・ JIS C 8201-2-1, JIS C 8211 を最新年号に更新した。(1360-3 条 2 項①②)
- ・ JIS C 8201-4-1 を最新年号に更新した。(1360-4 条 1 項②)

- ・JIS 番号を規定することで日本産業規格であることは明確であることから「日本工業規格」を規定から削除した。(1360-4 条 1 項②)
- ・1360-4 表に CVT ケーブルによる場合を追加したため、具体的にケーブル名を明記した。(1360-10 条 1 項④注 1)
- ・許容電流 55% 及び 35% の算定例について、実用性を踏まえ VV ケーブル 150mm² 超過を削除し、CVT ケーブルの場合を新たに追加した。(1360-4 表)

1361 節「SPD (サージ防護デバイス)」

- ・「雷保護装置」を「SPD (サージ防護デバイス)」に見直した。(1361 節)
- ・SPD を住宅用分電盤の外に設置する場合を想定し、「住宅分電盤内」から「住宅分電盤」に表現を見直した。(1361-1 条 1 項)
- ・JWDS 0007-付 3 を最新年号に更新した。(1361-2 条)

1365 節「配電盤」

- ・2019 年の内線規程追補版を反映し、感震遮断機能付住宅用分電盤の内容を追加した。(1365-10 条)
- ・JIS C 8328 を最新年号に更新した。(1365-9 条 2 項)
- ・感震機能付住宅用分電盤を国の要請により追加したことを踏まえ「注 2」から「注 1」へ記載順を改めた。(1365-9 条 2 項)
- ・避雷機能付住宅用分電盤について 1361 節を参照するよう注書きを追記した。(1365-9 条 2 項)
- ・JWDS 0007-付 1 を最新年号に更新した。(1365-9 条 2 項)

1370 節「引込み」

- ・JEAC 7001 を最新年号に更新した。(1370-2 表備考)
- ・JEAC 8011 を最新年号に更新した。(1370-5 条 1 項②)
- ・計量器などの交換を想定し、「交換工事」を追加した。(1370-6 条 1 項①)
- ・計量法との整合を図り、「検定証印」を「検定証印又は基準適合証印」に改めた。(1370-6 条 3 項)

1375 節「漏電遮断器など」

- ・JIS C 8201-2-2, JIS C 8221 と JIS C 8222 を最新年号に更新した。(1375-2 条)

1380 節「漏電火災警報器」

- ・消防法施行規則別表第 1 との整合を図り、規定表現を見直した。(1380-1 条)

1385 節「電磁障害の防止」

- ・解釈第 155 条と整合を図り、規定表現を見直した。(1385-1 条 1 項①)

1400 節「PCB 使用電気機械器具の施設禁止など」

- ・JEAC 8011 を最新年号に更新した。(1400 節)

< 2 編 (構内電線路の施設) >

1 章 (電線路の感電火災等の防止)

2100 節「適用範囲」

- ・JEAC 7001 を最新年号に更新した。(2100-1 条)

2 章 (支持物の倒壊による危険の防止)

- ・冒頭に掲載している関連省令第 32 条が改正されたので、修正した。

2205 節「引込小柱などの施設」

- ・解釈第 59 条の改正を踏まえ、木柱における風圧荷重は、安全率 2.0 を乗じた荷重に耐えるよう見直した。(2205-1 条 1 項)

2400 節「地中電線路」

- ・解釈第 120 条の改正を踏まえ直接埋設の関連規格 (JESC E6007) を追加した。(2400-1 条 5 項)
- ・解釈第 125 条の改正を踏まえ、規定内容を見直した。(2400-7 条, 2400-8 条)
- ・解釈第 125 条の規定に合わせ、低圧地中電線と高圧地中電線が接近、交差する場合の離隔距離について地中箱は除外されていることを明記した。(2400-8 条)

< 3 編 (電気使用場所等の施設) >

1 章 (低圧配線方法)

3102 節「低圧配線方法に関する共通事項」

- ・関連する解釈に第 166 条を追加した。(3102-1 条 1 項)
- ・機械工場などで油に浸されるおそれがある場所に使用するケーブルは、油種に応じたケーブルを使用するよう注書きの表現を見直した。(3102-3 条 2 項注 1)

3110 節「金属管配線」

- ・解釈第 159 条と整合を図り、規定表現を見直した。(3110-1 条 2 項)
- ・電線本数に関する適用の明確化のため 3110-2 表, 3110-3 表, 3110-4 表の備考 1 を見直した。(3110-5 条 1 項)

3115 節「合成樹脂管配線」

- ・解釈第 160 条と整合を図り、規定表現を見直した。(3115-1 条 2 項)

- ・JIS C 8430 を最新年号に更新した。(3115-3 条③注 1)
- ・電線本数に関する適用の明確化のため 3115-4 表, 3115-5 表の備考 1, 第 2 項の注書きを見直し, 追加した。(3115-4 条 1 項)

3120 節「金属製可とう電線管配線」

- ・解釈第 160 条と整合を図り, 規定表現を見直した。(3120-1 条 2 項)
- ・電線本数に関する適用の明確化のため, 3120-1 表の備考 1 を見直した。(3120-4 条 1 項)

3135 節「フロアダクト配線」

- ・解釈第 165 条と整合を図り, 規定表現を見直した。(3135-1 条 2 項)

3140 節「セルラダクト配線」

- ・解釈第 165 条と整合を図り, 規定表現を見直した。(3140-1 条 2 項)
- ・JIS G 3352 を最新年号に更新した。(3140-1 表)

3150 節「ライティングダクト配線」

- ・JIS C 8366 を最新年号に更新した。(3150-1 条, 3150-4 条)

3165 節「ビニル外装ケーブル配線, クロロプレン外装ケーブル配線, 又はポリエチレン外装ケーブル配線」

- ・屋外に使用する合成樹脂管による防護管は難燃性のものが望ましいことの注書きを追加した。(3165-1 条①注 3)
- ・エコ電線の普及状況を踏まえ, 耐燃性ポリエチレン外装ケーブルを追加した。(3165-2 条 2 項①, ②, 3165-3 条 1 項①～③)

3170 節「アクセスフロア内のケーブル配線」

- ・新たに追加した 3170-6 条⑤が勧告的事項であることを踏まえ, 関連して 3170-5 条 2 項を推奨的事項から勧告的事項に引き上げた。(3170-5 条 2 項)
- ・アクセスフロア内に設置する接続器具などの固定, ケーブル接続部に張力が加わらないよう施設することを新たに追加した。(3170-6 条⑤)
- ・アクセスフロア内のケーブル配線の施設例の図を修正した。(3170-1 図)

2 章 (電灯及び家庭用電気機械器具の施設)

3202 節「その他電気機械器具類」

- ・壁や床に上向きに施設するコンセントについて, カバー付きのものを使用することが望ましいことを注書きに追加した。(3202-2 条②)
- ・USB コンセントの施設に関する規定を追加した。(3202-2 条⑩)
- ・USB コンセントの図例を新たに追加した。(3202-2 図)
- ・接地極付きコンセントの規定順を居室, 台所, 洗濯, トイレ, 屋外に施設

するコンセントという順番に変更した。(3202-3 条 1 項)

- ・明確化として, 接地用端子を備えた接地極付きコンセントを推進する理由を追記し, 注書きを見直した。(3202-3 条)
- ・1 項の規定と重複しないよう, 4 項の冒頭に「1 項に掲げる電気機械器具用のコンセントを施設する場合を除き,」を追記した。(3202-3 条 4 項)
- ・JIS T 1021, JIS T 1022 を最新年号に更新した。(3202-3 条 5 項)
- ・住宅への接地極付きコンセントの施設について, 推奨的事項から勧告的事項に引き上げた。(3202-3 条 7 項)
- ・3202-2 表に掲載のないコンセントの規格について, JWDS 0037 (2015) を追加した。(3202-4 条備考 5)
- ・シニアカー, 電動バイク, 超小型モビリティなどの電動車両充電用コンセントに関する留意事項について, 3202-2 表に備考 7 を新たに追加した。(3202-4 条備考 7)

3203 節「コード及び移動電線など」

- ・関連する解釈に第 146 条を追加した。(3203-1 条 1 項)

3205 節「屋内灯」

- ・JIL 5002 を最新年号に更新した。(3205-4 条②)
- ・LED ダウンライトの施設例を追加した。(3205-6 図 b)
- ・S 形埋込み形照明器具及び M 形埋込み形照明器具について, 埋込み形照明器具に用いる断熱材の JIS の引用を明記するなど, 備考の内容を充実させた。(3205-7 図備考)

3218 節「LED 照明器具」

- ・照明器具を連結施設する場合に当たり, 配線に用いる電線は, 直径 1.6mm 以上の軟銅線によることを明確化として規定を修正した。(3218-3 条②)
- ・LED 制御装置を LED 照明器具の外部に施設する場合において, 造営材への取り付けに関する除外規定を追加した。(3218-4 条①)
- ・LED 制御装置を LED 照明器具の外部に施設する場合における LED 制御装置と LED 照明器具との間の配線について, 他の配線等と接近又は交差する場合は, 3102-7 条の規定に準ずることを追加した。(3218-8 条)

3 章 (低圧の電動機, 加熱装置及び電力装置の施設)

3302 節「低圧電動機・各装置類への電路に施設する機器類」

- ・電力装置に施設する断路用器具について, コンセントと同等以上の性能を有するものも適用できるように規定表現を見直した。(3302-2 条 1 項)

3305 節「低圧電動機」

- ・エコ電線の普及状況を踏まえ、耐燃性ポリエチレン外装ケーブルを追加した。(3305-14 条①)

3330 節「溶接機」

- ・解釈第 190 条と整合を図り、規定表現を見直した。(3330-5 条)

3335 節「低圧進相用コンデンサ」

- ・JIS C 4901 の規格名称に合わせ修正した。(3335-1 条 1 項, 3335-5 条 2 項注)
- ・JEAG 9702 を最新年号に更新した。(3335-5 条 2 項注)

4 章 (特殊場所の施設)

3401 節「用語」

- ・電気機械器具防爆構造規格との整合を図り、次の定義を見直した。
「⑦ 電気機械器具の防爆構造」, 「⑩ 電気機械器具の安全増防爆構造」,
「⑪ 電気機械器具の油入防爆構造」(3401-1 条)

3415 節「ガス蒸気危険場所」

- ・引火性物質の取り扱いとは原則 40℃ 以下であることを規定に明記した。(3415-1 条 2 項)

3430 節「火薬庫などの危険場所」

- ・火薬庫内で使用できる照明器具の種類として LED 照明器具を追加した。(3430-1 条 1 項)

5 章 (特殊施設)

3501 節「用語」

- ・注書きで示している施設方法は、パイプラインではなく電熱装置に関する施設方法なので、注書きの表現を修正した。(3501-1 条⑧注)

3515 節「パイプライン等の電熱装置の施設」

- ・明確化のため、規定表現を見直した。(3515-1 条, 3515-3 条)
- ・JIS を最新年号に更新した。(3515-10 条)

3542 節「フロアヒーティングなどの施設」

- ・関連する解釈に第 195 条を追加した。(3542-2 条 1 項)

3545 節「深夜電力機器の施設」

- ・明確化のため、ただし書きの規定表現を見直した。(3545-2 条 2 項④)

3550 節「水中照明灯などの施設」

- ・解釈第 187 条 1 項と整合を図り、「人が触れるおそれのある場所」の旨を

追加した。(3550-9 条 1 項)

- ・解釈第 187 条 2 項と整合を図り、「人が立ち入るおそれがない場所」の旨を追加した。(3550-9 条 2 項)

3570 節「電気集じん装置などの施設」

- ・解釈第 191 条と整合を図り、規定表現を見直した。(3570-4 条 1 項)

3580 節「トンネル、坑道その他これらに類する場所の施設」

- ・解釈第 179 条と整合を図り、鉱山その他の坑道内に使用できる低圧配線として、「コンクリート直埋用ケーブル配線」と「キャブタイヤケーブル配線」を追加した。(3580-2 条 1 項①)
- ・解釈第 179 条より、移動電線は、「屋内の湿気の多い場所における解釈第 171 条の規定に準じて施設する」とされており、解釈第 171 条では、「ビニルコード」及び「耐燃性ポリオレフィンコード」の使用を乾燥した場所に限定しているため、当該規定から「ビニルコード、耐燃性ポリオレフィンコード」を削除した。(3580-3 条 1 項②)
- ・3580-5 条と解釈第 179 条は関連していないため、文末の「(解釈 179)」を削除した。(3580-5 条)

旧 3586 節「電線異常温度検知装置の施設」

- ・現在は計測器によって電線の異常が検知できることや、接続点に検知シールを貼る等の方法が一般的であり、電線異常温度検知装置は使用されていないことから、当該節を削除した。(旧 3586 節)

3590 節「臨時施設」

- ・解釈第 180 条と整合を図り、除外する電線の種類を DV, DE 電線ではなく、OW 電線に見直した。(3590-2 条③)
- ・解釈第 180 条と整合を図り、雨線外・雨線内の露出場所において使用できる絶縁電線について追記した。(3590-3 条②)
- ・エコ電線を適用できるよう、ビニル外装ケーブルに限定した規定文を削除した。(3590-7 条 1 項)

3591 節「臨時架空電飾の施設」

- ・解釈第 180 条に臨時架空電飾に関する記載がないことから、文末の「(解釈 180)」を削除した。(3591-1 条, 3591-3 条 2 項)

3594 節「系統連系型小型出力太陽光発電設備の施設」

- ・図の電力量計は、余剰電力と需要電力の両方を計量する双方向計量機能を備えたものであることを備考に明記した。(3594-1 図 備考)

- ・「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」の制定に伴い、太陽電池モジュールの支持物に関する規定を見直した。(3594-5条)

3595 節「AC モジュールを用いた系統連系型小出力太陽光発電設備の施設」

- ・2016年の内線規程追補版を反映し、ACモジュールを用いた系統連系型小出力太陽光発電設備の施設について規定を追加した。(3595節)
- ・「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」の制定に伴い、ACモジュールの支持物に関しては3594-5条に準ずることを規定した。(3595-5条)
- ・JEAC 9701を最新年号に更新した。(3595-7条注3)

3596 節「系統連系型小出力燃料電池発電設備及び系統連系型小出力蓄電池設備の施設」

- ・解釈第143条の改正を踏まえ、燃料電池発電設備等に接続する負荷側の屋内電路の対地電圧について、1300-1条（電路の対地電圧の制限）に準ずることを規定した。(3596-2条)
- ・燃料電池発電設備を遮断する必要がある場合の事象について、明確化として規定表現を見直した。(3596-4条1項②③)
- ・解釈第29条の改正を踏まえ、規定表現を見直した。(3596-6条)
- ・JEAC 9701を最新年号に更新した。(3596-7条注3)

3597 節「電気自動車等を充電するための設備等の施設」

- ・（一社）日本配線システム工業会「EV普通充電用電気設備の施工ガイドライン（JWD-T33第3版）」を最新のものに更新した。(3597-1条注2)
- ・6kW充電設備への対応に伴い、3597-1表の「分岐回路の種類」に40A配線用遮断器を追加した。(3597-1表)
- ・40A配線用遮断器による場合、配線と充電設備は直接接続することを備考3に追加した。(3597-1表 備考3)
- ・電気自動車（EV）用6kW充電設備について、資料3-5-11を参照する注書きを追加した。(3597-6条1項注)

3598 節「電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設」

- ・JEAC 9701を最新年号に更新した。(3598-5条注3)

3599 節「予備電源施設」

- ・電圧計及び電流計の施設省略について、除外規定を追記した。(3599-1条, 3599-3条)

6 章（電灯及び家庭用電気機械器具の配線設計）

3605 節「配線設計」

- ・住宅の分岐回路数について、情報機器による専用の分岐回路を施設する場合も必要に応じ a （個別に算出した分岐回路数）に加算することを追加した。(3605-5表)
- ・情報機器の例を備考に追加した。(3605-5表 備考2)
- ・JIS C 8211を最新年号に更新した。(3605-4条5項②)
- ・JIS T 1022を最新年号に更新した。(3605-9表 備考3)
- ・ケーブルの施設条件等が3605-13表と異なる場合は、資料1-3-3「本文掲載以外のケーブルの許容電流表」等を参照するよう注記した。(3605-9条注)
- ・許容電流値の適用元を明記した。(3605-13表 備考5, 6)

7 章（低圧の電動機、加熱装置及び電力装置の配線設計）

3705 節「配線設計」

- ・ECSO設計に関する注書きを見直した。(3705-6条1項注, 3705-7条注)
- ・CVケーブルの選定において、布設条件を備考に明記した。(3705-1表～3705-4表 備考)

8 章（高圧受電設備・高圧配線及び高圧機械器具）

3801 節「用語」

- ・JIS C 4620を最新年号に更新した。(3801-1条③注)
- ・解釈第21条と整合を図り、表現を見直した。(3802-2条1項④)
- ・JEAG 5003の年号を更新した。(3802-2条2項注)
- ・JIS C 4604の年号を更新した。(3802-6条1項②)
- ・JEM-TR-134の年号を更新し、「基準」から「指針」へ名称を変更した。(3802-6条1項②)

3805 節「高圧受電設備」

- ・JEAC 8011を最新年号に更新した。(3805-1条)

3815 節「高圧電動機」

- ・JEAC 8011を最新年号に更新した。(3815-4条1項)
- ・進相コンデンサの素子種別（NH, SH）の違いによる保護方法について規定した。(3815-4条2項③)

<資料>

資料 1-3-2「電線最大こう長」

- ・「4. 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニル外装ケーブルのインピーダンス表」と「5. 600V ビニル絶縁ビニル外装ケーブルのインピーダンス表」を新たに追加した。

資料 1-3-3「本文掲載以外のケーブルの許容電流表」

- ・表中の布設条件欄の文言を「空中」から「気中」に修正した。
- ・JCS 0168-1, JCS 0168-2 を最新年号に更新した。
- ・表中の基底温度と異なる場合の許容電流の補正は、「10. 基底温度による電流補正係数」によることを備考に明記した。
- ・気中、暗きょ布設において当該表に示す布設条件以外の場合は、新たに追加した「12. 気中・暗きょにおいてケーブルを多条布設する場合の低減率」により許容電流値を補正することを備考に追加した。
- ・「11. 同相内不平衡が生じない代表的なケーブルの配線例」と、「12. 気中・暗きょにおいてケーブルを多条布設する場合の低減率」を新たに追加した。

資料 1-3-25「絶縁抵抗計の主な使用例」

- ・JIS C 1302 に掲載されている主な絶縁抵抗計の使用例を資料 1-3-25 として新たに追加した。

資料 1-3-13「電気用品一覧表」

- ・JIS の年号を更新した。

資料 1-3-15「襲雷頻度」

- ・冒頭のタイトルを削除した。
- ・IKL マップの他に LLS (Lightning Location System) について追記した。

資料 1-3-16「雷保護装置の主な定格値及び性能」

- ・JWDS 0007 を最新年号に更新した。
- ・JWDS 0007 との整合を図り、記載内容を見直した。
- ・電圧防護レベルの試験方法の規格が JIS C 5381-1 から JIS C 5381-11 へ移行したことにより内容を反映した。
- ・表の備考で示していた冬季雷に関する留意事項を本文に移した。

資料 1-3-17「SPD の接地工事と雷サージ抑制効果について」

- ・「雷保護装置」を「SPD」に改めた。
- ・読みやすさを考慮し、文面を一部見直した。

資料 3-1-1「施設場所に適した被覆を有する電線一覧表」

- ・耐燃性ポリエチレン外装ケーブルの特性について追記した。

資料 3-3-3「低圧進相コンデンサ取付容量基準」

- ・明確化として、「(トップランナーモータの場合)」を追記した。

資料 3-4-2「防爆構造の種類並びに爆発性ガスの爆発等級 (又はグループ) 及び発火度 (又は温度等級) の記号」

- ・最新の構造規格等の内容に合わせ見直しを行った。

資料 3-5-4「深夜電力機器に関わる既存の配線施設例等」

- ・タイムスイッチ機能を具備している電力量計の場合、タイムスイッチは施設しないことを備考に追加した。

資料 3-5-5「電磁接触器の結線図」

- ・タイムスイッチ機能を具備している電力量計の場合、操作回路は電力量計から取得し、タイムスイッチは施設しないことを備考に追加した。

資料 3-5-6「系統連系型小出力太陽光発電設備などの施設例」

資料 3-5-7「パワーコンディショナから引込線取付点までの電圧降下の計算方法」

資料 3-5-8「系統連系型小出力太陽光発電設備などの配線例」

資料 3-5-10「AC モジュールを用いた系統連系型小出力太陽光発電設備の配線例」

- ・図中の電力量計を 1 台に修正し、1 台で余剰電力と需要電力の両方を測定する双方向計量機能を備えたものであることを備考に追加した。

資料 3-5-8「系統連系型小出力太陽光発電設備などの配線例」

- ・3 極に過電流引き外し素子を有する遮断器の設置について、詳細は JEAC 9701「系統連系規程」を参照することを追記した。

資料 3-7-4「環境配慮設計 (ECSO 設計) による経済性効果等」

- ・JIS C 62125 の制定に伴い、当該 JIS の引用を追記した。

資料 3-7-5「誘導電動機回路に使用する場合の配線用遮断器の選定条件」

- ・明確化のため、「実用上ほぼ最大の値」について備考に追記した。

資料 3-7-7「トップランナーモータ以外の 200V 及び 400V 三相誘導回路の簡便設計」

- ・表中の CV ケーブル配線の布設条件を備考に明記した。

資料 3-8-1「高圧 (3kV) 三相かご形誘導電動機 (一般用 F 種) の特性」

- ・JIS C 4210 を最新年号に更新した。